

国民健康保険特例対象被保険者等申告書

年 月 日

南相馬市長

届出者(世帯主)

個人番号	<table border="1" style="width: 100%; height: 20px;"> <tr> <td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td><td style="width: 3.33%;"></td> </tr> </table>																			
住所																				
氏名																				
電話番号																				

国民健康保険の特例を受けるため、特例対象被保険者等について、下記のとおり雇用保険受給資格を証する書類を添えて申請します。

記

- 1 国民健康保険証番号(島92 ー)
- 2 特例対象保険者等(雇用保険受給資格者)

	氏 名	離職年月日	受給資格者証の離職理由番号に○	
1		年 月 日	特定受給資格者	11、12、21、22、31、32
			特定理由離職者	23、33、34
	個人番号			
2		年 月 日	特定受給資格者	11、12、21、22、31、32
			特定理由離職者	23、33、34
	個人番号			
3		年 月 日	特定受給資格者	11、12、21、22、31、32
			特定理由離職者	23、33、34
	個人番号			

《注意1》雇用保険受給資格者証を確認いたします。必ずご持参ください。

紛失した方は、公共職業安定所にて再発行または証する書類の交付を受けてください。

《注意2》雇用保険の特例受給資格者や高年齢受給資格者は対象となりません。

《注意3》就職等により国民健康保険の資格を喪失された場合は、市役所に14日以内に届出なければなりません。

※ 国民健康保険税額の変更がある場合は、後日変更決定通知書が送付されます。